

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和5年2月14日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特総契第 23001 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 14

(2) 購入等件名及び数量

海洋情報部電子計算機システム借入保守及び
取付調整・移行作業

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 借入期間 令和10年3月31日

(5) 借入場所 海上保安庁海洋情報部ほか 11 箇

所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、総合評価落札方式により行うので、入札説明書に記載された総合評価に関する書類を入札書受領期限までに提出すること。

(7) 電子調達システム（G E P S）の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代

えることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通

省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先 政府電子調達（GEP S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 山本 健 電話 03-3591-6361

内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明書含む）の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/seifutyoutatu.html>.

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和5年3月15日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和5年4月25日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和5年5月19日 13時30分

海上保安庁入札室

4 その他

- (1) 本調達案件は令和5年度の予算成立を条件とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者で、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KATUYAMA Kiyoshi, Vice Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 14

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Hydrographic and Oceanographic Department computer system, 1set.

(4) Fulfillment term: 31.March.2028.

(5) Fulfilment place: Japan Coast Guard Hydrographic and Oceanographic Department Office and other 11 places.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A or B level of interest in Selling or Manufacturing or Service in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years,

2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;
17:00, 25. April. 2023.

(8) Contact point for the notice: YAMAMOTO Ken, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入札説明書

(総合評価落札方式)

契約番号：特総契第 23001 号

契約件名：海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙－1 入札書（海上保安庁様式）

別紙－2 第三者をして貸借保守することについての届

様式－1 紙入札方式参加願

様式－2 紙契約方式承諾願

様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）

様式－4 電子証明書変更承諾申請書

様式－5 期間委任状

様式－6 都度委任状

様式－7 情報保全に係る履行体制に関する誓約書

様式－8 情報保全に係る履行体制に関する資料

別冊 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業に係る民間競争入札実施要領

別冊 契約書（案）

別冊 仕様確認申請書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和5年2月14日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔

2 調達内容

(1) 契約件名

海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 借入期間

令和6年2月1日から令和10年3月31日まで
（取付調整・移行作業期間 契約締結日から令和6年1月31日）

(4) 借入場所

海上保安庁海洋情報部ほか11箇所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は令和5年2月21日に実施する。
ただし、談合防止の措置として、Microsoft Teams によるオンライン形式にて実施するものとし、参加者にあつては匿名で参加すること。参加希望者は、仕様説明会開催日の二営業日前（2月17日）までに、jcg-hgi jyutsuchosei@gxb.mlit.go.jp宛に申請するとともに、「様式-7 情報保全に係る履行体制に関する誓約書」及び「様式-8 情報保全に係る履行体制に関する資料」を提出すること。

参加のため使用する匿名及びWeb会議情報については、メールにて通知する。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部技術・国際課 三木

03-3595-3625

（内線2352）

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

① 入札書（別紙-1）及び総合評価のための性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する書類（以下、「総合評価のための書類」という。）を入札書提出期限までに提出しなければならない。

② 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和5年3月15日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)
- ・第三者をして賃貸借保守することについての届(該当する場合)(提出先下記5(2))
- ・情報保全に係る履行体制に関する誓約書(提出先上記2(5)電子データにより提出)
- ・情報保全に係る履行体制に関する資料(提出先上記2(5)電子データにより提出)
- ・仕様確認申請書(提出先上記2(5)電子データにより提出)
- ・提案機器等一覧(提出先上記2(5)電子データにより提出)
※提案機器等一覧の様式は上記2(5)より別途配布する

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))
- ・第三者をして賃貸借保守することについての届(該当する場合)(提出先下記5(2))
- ・情報保全に係る履行体制に関する誓約書(提出先上記2(5)電子データにより提出)
- ・情報保全に係る履行体制に関する資料(提出先上記2(5)電子データにより提出)
- ・仕様確認申請書(提出先上記2(5)電子データにより提出)
- ・提案機器等一覧(提出先上記2(5)電子データにより提出)
※提案機器等一覧の様式は上記2(5)より別途配布する

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和5年4月18日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 山本 健

TEL03-3591-6361 内線 2831

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和5年2月14日 から 令和5年3月15日 まで

(4) 入札書及び総合評価のための書類の提出期限

令和5年4月25日 17時00分

※総合評価基準については、上記2(5)担当より事前に受領すること。

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。

入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
 - ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
 - キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和5年5月19日 13時30分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、支出負担行為担当官が本入札説明書で指定する、性能、機能等の要件のうち必須とした項目について基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、当該入札者の申込みに係わる性能等の各評価項目の得点（以下、「得点」という。）について、下の式に得た数値の最も高い者を落札者とする。

計算式： 基礎点×（1－（入札価格÷予定価格））＋付加点

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者から上記方法をもって落札者を決定することがある。

本件は開札後、落札者を決定する前に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条に規定する欠落事由に該当がない事を確認後、落札者を決定する。

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。
- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、毎月払いとする。

ただし、取付調整等にかかる費用については、履行完了後一括払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 情報保全に係る履行体制の確認

- ① 6. その他(3)に規定する契約の相手方となろうとする者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、上記2(5)(以下、担当原課)が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する誓約書」(別紙様式-6)及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」(別紙様式-7)を提出し、同意を得た後、当該仕様書を受領するものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。
- (受注後、確保すべき履行体制)
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
 - ・担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

(11) 本調達案件は令和5年度の予算成立を条件とする。

入札書

一金

ただし 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

【例示】

第三者をして物品の貸付を行うことについての証明書

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

住所 (入札者)	
氏名	印
住所 (第三者)	
氏名	印

標記について以下のとおり証明いたします。

「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」の入札に関しましては、当社の責任において下記により「(第三者を記載)」が本件調達物品の貸付を行います。

1. 契約について

本件は、海上保安庁様と当社及び「(第三者を記載)」との三者間で賃貸借及び保守契約を締結させていただきます。

2. 賃貸債務の履行

賃貸債務については、当社の責任において海上保安庁様指定の賃貸借及び保守契約書に定められた条件により「(第三者を記載)」に履行させます。

3. 第三者の責務不履行について

「(第三者を記載)」が正当な理由なく賃貸借契約に定められた債務を履行しない場合には、「(第三者を記載)」に代わり当社が債務を履行します。

4. 賃貸料

(1) 賃貸価格

当社が落札した後に海上保安庁様の予算の範囲内で決定される賃貸借契約に係る契約金額で「(第三者を記載)」より賃貸いたします。

(2) 賃貸料の請求及び支払い

賃貸料は、貸付を行う「(第三者を記載)」が海上保安庁様に対して賃貸料の請求を行いますので、海上保安庁様から「(第三者を記載)」に対して直接お支払い願います。

5. その他特記事項

- ・撤去及び設置作業については、当社の責任において履行いたします。

【例示】

第三者をして物品の保守を行うことについての証明書

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

住所		
(入札者)		
氏名		印
住所		
(第三者)	〇〇株式会社	
氏名		印

標記について以下のとおり証明いたします。

「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」の入札に関しましては、当社の責任において下記により「(第三者を記載)」が本件調達物品の保守を行います。

1. 契約について

本件は、海上保安庁様と当社及び「(第三者を記載)」との三者間で賃貸借及び保守契約を締結させていただきます。

2. 保守債務の履行

保守債務については、当社の責任において海上保安庁様指定の賃貸借及び保守契約書に定められた条件により「(第三者を記載)」に履行させます。

3. 第三者の責務不履行について

「(第三者を記載)」が正当な理由なく保守契約に定められた債務を履行しない場合には「(第三者を記載)」に代わり当社が債務を履行します。

4. 保守料

(1) 保守価格

当社が落札した後に海上保安庁様の予算の範囲内で決定される保守契約に係る契約金額で「(第三者を記載)」より保守いたします。

(2) 保守料金の請求及び支払い

保守料は、保守を行う「(第三者を記載)」が海上保安庁様に対して保守料の請求を行いますので、海上保安庁様から「(第三者を記載)」に対して直接お支払い願います。

5. その他特記事項

・撤去及び設置作業については、当社の責任において履行いたします。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件名: 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等
部署名
確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

情報保全に係る履行体制に関する誓約書

貴庁からご案内いただきました「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」にかかる保護すべき情報の取扱いにつきましては下記事項を遵守し、情報保全に万全を期すことを誓約します。

記

1. 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
2. 海上保安庁海洋情報部技術・国際課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。

また、必要資料の提出指示があれば、その支持に従います。

4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。

なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。

5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

6. 提出した資料のうち個人情報記載された情報取扱名簿は、返却を受けた後、5年間保管し海上保安庁からの要求があった場合は、提出します。

海上保安庁海洋情報部技術・国際課長 殿

令和 年 月 日

会社名

職 名

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

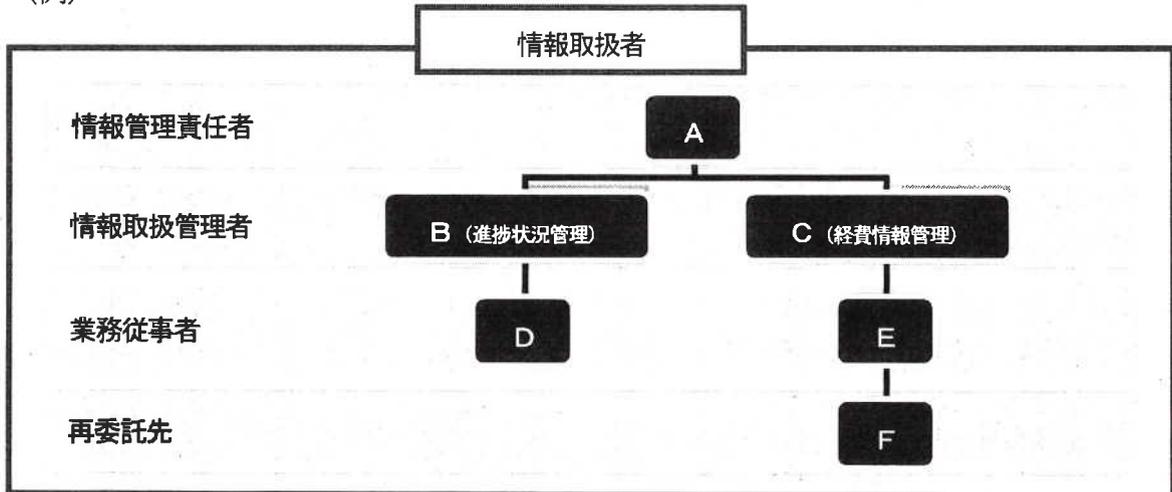
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

海洋情報部電子計算機システム
借入保守及び取付調整・移行作業に係る
民間競争入札実施要項

海上保安庁

目次

1.	趣旨.....	1
2.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項.....	1
3.	実施期間に関する事項.....	3
4.	入札参加資格に関する事項.....	4
5.	入札に参加する者の募集に関する事項.....	5
6.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項.....	6
7.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	7
8.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の請負業者に使用させることができる国有財産に関する事項.....	8
9.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項.....	8
10.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項.....	12
11.	海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項.....	12
12.	その他業務の実施に関し必要な事項.....	13

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2-1 業務フロー図(定期保守)

別紙2-2 業務フロー図(障害対応)

別紙3 秘密保全に関する誓約書

別添1 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書

別添2 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業総合評価基準

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、海上保安庁(以下「当庁」という。)は公共サービス改革基本方針(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業の概要

ア 対象となる海洋情報部電子計算機システムの概要

海洋情報部電子計算機システムは、水路の測量、海象の観測等により収集した様々な海洋データを迅速且つ的確に処理、解析及び蓄積し、庁内、関係機関、一般国民等に提供する汎用かつ多目的な用途に用いるためのシステムである。

また、海洋情報部電子計算機システムは平成 31 年 1 月の導入から 5 年が経過し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃等への対応、経年劣化による効率の低下や海洋情報業務の多様化・高度化、調査・観測機器の発達に伴うデータ量の増加により、現有システムでは、海洋情報業務を継続して遂行することが困難であるため、今後の海洋情報業務の遂行に対応可能なシステムに更新するものである。

イ 海洋情報部電子計算機システムの規模

海洋情報部電子計算機システムは、本庁海洋情報部(霞が関中央合同庁舎第 4 号館)、管区海洋情報部(第一から第十一管区海上保安本部海洋情報部。第十一管区にあつては、海洋情報監視課及び海洋情報調査課をいう。)に設置され、本庁海洋情報部職員約 150 名、管区海洋情報部職員約 125 名の計約 275 名が利用する。なお、通常勤務職員は、平日 8 時 30 分から 18 時 15 分、当直職員は 24 時間 365 日各執務室より利用し、各サーバにおいては、シミュレーションや推算、観測データの処理、解析を 24 時間行っている。

ウ 取付調整・移行作業に係る内容

請負者が実施する取付調整・移行作業の内容は以下のとおりであり、その詳細は別添 1「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」を基本とする。

(ア) 取付調整

導入機器等について、搬入、設置、接続、ソフトウェアのインストール及び調整、ネットワークの調整を行い、海洋情報部電子計算機システムの各機能及びネットワークが正常に動作することを確認すること。

(イ) 移行作業

現有資産のデータやプログラム(当庁が開発した業務プログラムを除く)を導入機器に移行し、システムの調整及び最適化を行い、既存装置と並行稼働を行うとともに最終確認を行うこと。

(ウ) テスト

別添 1「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」に示すテストの区分に応じ、動作確認等の必要なテストを行うこと。

(エ) 教育・訓練

システム運用管理者に対し、本装置を用いてシステムの運用に必要なマニュアルの作成及び研修・訓練を行うこと。また、システム利用者が利用に必要なマニュアルの作成を行うこと。

エ 借入保守に係る内容

請負者が実施する借入保守の内容は以下のとおりであり、その詳細は別添 1「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」を基本とする。

(ア) 賃貸借

導入機器等について、賃貸借を行うこと。

(イ) 運用支援

システム運用管理者及びシステム利用者が実施する運用作業等の支援を行うこと。

(ウ) 保守

導入機器等について、定期的な保守作業、障害の復旧作業、問い合わせ受け付け等を行うこと。

オ 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者又は当庁からの引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者(又は当庁)から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業務変更が生じた場合の引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務手続きに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

上記「2.(1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」に示す業務を適切に実施すること。

イ 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率

海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率が、各月ごとに 95%以上(1 分未満の停止時間は切り捨てとする)であり、さらに年度ごとの平均稼働率が 99.5%以上であること。ただし、計画停止を除く。

なお、稼働率の計算方法は以下のとおり。

【稼働率】

各月の稼働率

$$\frac{(1\text{ヶ月の平日数} \times 9.75\text{時間}^{\text{注1}}) - (\text{サービス停止時間})}{(1\text{ヶ月の平日数} \times 9.75\text{時間}) - (\text{計画停止時間})} \times 100 (\%)$$

年度ごとの平均稼働率

$$\frac{1\text{年間の各月の稼働率}(\%)\text{の和}}{\text{借入保守月数}^{\text{注2}}}$$

※注1 通常勤務職員の平日運用時間 8時30分から18時15分

※注2 令和5年度は2月1日から3月31日までの2ヶ月、他の年度は12ヶ月とする。

【平日数】

土日祝日及び年末年始の休日を除く平日の日数

【計画停止時間】

定期保守や計画停電等であらかじめ計画されたその月の停止時間

ウ セキュリティ上の重大障害件数

保有するデータ、個人情報、施設等に関する情報及びその他の契約履行に際し、知り得た情報漏えいの件数は、各月ごとに0件であること。

- エ システム運用上の重大障害件数
請負者の保守作業に起因して、全てのシステム利用者の業務に影響が生じるサーバ停止、データの喪失及び障害状況が、9.75 時間以上継続する重大障害の件数は、各月ごとに 0 件であること。
 - オ ウイルス定義ファイルの更新
ウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルについて、ベンダーからのリリース後、1 時間以内に適用されていること。
- (3) 契約の形態及び支払
- ア 契約の形態は、業務請負契約とする。
 - イ 請負者は、業務を完了したときは業務完了報告書を作成し、その旨を書面により当庁に通知しなければならない。
 - ウ 当庁は、イの通知を受けたときは、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務の調達仕様書に定める内容について、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認する。
 - エ ウによる確認後、請負者が提出する取付調整・移行作業の適法な請求書及び 1 ヶ月ごとの借入保守作業の適法な請求書を受領してから 30 日以内(以下「約定期間」という。)に、その料金を支払うものとする。また、確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当庁は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに、当庁に提出するものとする。業務改善報告書の提出の 1 ヶ月以内の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当庁は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。
 - オ 当庁は、請負者から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを請負者に送付するものとする。この場合においては、その請求書を送付した日から当庁が請負者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が請負者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、請負者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。
- (4) 法令変更による増加費用及び損害の負担
- 法令の変更により、事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には、当庁が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。
- ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
 - イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
 - ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3. 実施期間に関する事項

取付調整・移行作業は契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで、借入保守期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。本調達のスケジュールについては、表 1 を参考に計画し、詳細についてはシステム運用管理者と協議し決定すること。

(注)入札参加グループとは

本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

- (11) 本調達の請負者は、PMP(Project Management Professional)又は情報処理技術者試験プロジェクトマネージャの有資格者を本業務の実施体制に参画させること。
- (12) 本調達の請負者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)又は同協会が認定した機関において「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を受けていること。なお、事業部単位で認証を受けている場合は、当該登録範囲の者が本業務の実施体制に参画すること。
- (13) 本調達の請負者は、情報処理技術者試験ネットワークスペシャリスト又は情報処理安全確保支援士(旧資格：情報セキュリティスペシャリストを含む)の有資格者を本業務の実施体制に参画させること。
- (14) 本調達の請負者は、別添1「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」の3.6.5.に示すプログラム言語の移行経験を有する技術者を配置し、プログラム移行支援作業を実施すること。
- (15) AWS 認定のソリューションアーキテクトのプロフェッショナルクラスの資格を有し、かつ導入・運用の経験を有する技術者を配置すること。特に、取付調整時にはクラウドテンプレートや Infrastructure as Code に基づくシステム構築・管理の経験を有する技術者を配置すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 入札公示：官報公示	令和5年2月上旬
イ 入札説明会	2月下旬
ウ 競争参加資格確認書類提出期限	3月上旬
エ 質問受付期限	4月下旬
オ 資料閲覧期限	4月下旬
カ 入札書及び総合評価のための提案書提出期限	4月下旬
キ 提案書の審査	5月中旬頃
ク 開札及び落札予定者の決定	5月下旬頃
ケ 契約締結	6月下旬頃

※「エ」については、再委託に関する質問も含む。

※ 提案に当たって、入札参加希望者は、必要に応じて現行海洋情報部電子計算機システムに係る資料(調達仕様書等)を、所定の手続きを経て当庁内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、守秘義務に関する誓約書及び競争参加資格確認書類(別途、政務課予算執行管理室に提出する書類の写し。)の提出後、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影の行為は原則禁止とする。また、閲覧を希望する資料であっても、現行海洋情報部電子計算機システムにおける情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
海上保安庁海洋情報部技術・国際課海洋情報技術調整室
電話：03-3595-3625
受付時間：平日の10時～17時まで(12時～13時は除く)

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札書

入札金額(契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額)を記載した書類

イ 仕様確認申請書

性能、機能、技術等に関する情報を記載した申請書

ウ 総合評価のための提案書

総合評価のための、性能、機能、技術等に関する情報を記載した提案書

エ 委任状

- 代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る
- オ 競争参加資格審査結果通知書の写し
令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のAまたはB等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し
- カ 確認書(電子入札用)又は紙入札方式参加願(紙入札用)
「確認書」とは、電子入札システムにより入札を希望する場合に提出する書類
「紙入札方式参加願」とは、紙による入札を希望する場合に提出する書類
- キ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類^{註3}
注3 書類は、落札予定者となった者のみ提出
- ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)
- ケ 4(6)に該当する場合、社会保険料納入確認書等(直近のもの)
- コ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報
- サ 物品の貸付が可能であることを証明した書類
物品を第三者をして貸付できる能力を有することを証明する書類及び借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類。ただし、物品を第三者をして貸付しようとする者に限る
- シ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類
- ス 指名停止等に関する申出書
各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類
- セ 誓約書
本請負を完了できることを証明する書類

6. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に、本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。

なお、詳細は別添2「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業総合評価基準(以下「総合評価基準」という。)」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式(加算方式)によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当庁に設置する総合評価委員会委員に意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点(入札価格の得点)に技術点(「総合評価基準」による加点)を加えて得た数値(以下「総合評価点」という。)をもって行う。

価格点の配分：技術点の配分 = 1：1
総合評価点 = 価格点(100.0点満点) + 技術点(100.0点満点)

(2) 決定方法

総合評価基準の評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点

価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分 (100.0 点)} \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$$

イ 技術点

技術点は、必須項目点及び必須項目以外の得点を合計した値とする。得点配分の詳細は「総合評価基準」のとおり。

$$\text{技術点} = \text{必須項目 (50.0 点)} + \text{必須項目以外 (50.0 点)}$$

(ア) 必須とする項目については、項目毎に最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とする。要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。

(イ) 必須項目以外の要求要件については、総合評価基準に記載された評価基準によって加点する。

(4) 落札者の決定

ア 総合評価基準に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方式」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第 84 条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第 85 条の基準を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 調査の結果、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 6 第 1 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

(会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書き抜粋)

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

ウ 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報(当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び総合評価点等の得点)の提供を要請することができる。

(5) 落札決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したもののみならず、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公示を行う。

原則として、当該入札における入札執行回数は 2 回を限度とし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

7. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙 1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目的の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、調達仕様書等について、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の請負業者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 国有財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 海洋情報部技術・国際課内の電子計算機室及びサーバールーム並びに業務に必要な電気設備、海洋情報部電子計算機システムネットワーク設備
- イ その他、当庁と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 請負者は、あらかじめ当庁と協議した上で、当庁の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に借入保守業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行う。
- エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷(機器の故障等を含む。)が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当庁に報告すべき事項、当庁の指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 請負者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当庁に提出しなければならない。
- (イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当庁に報告するものとし、当庁と請負者が協議するものとする。
- (ウ) 請負者は、契約期間中において(イ)以外であっても、必要に応じて当庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 当庁は、請負業務の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする

ウ 指示

当庁は、請負業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当庁の情報等(公知の事実等を除く)を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術(アイデア又はノウハウ)については、請負者からの文書による申出を当庁が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、当庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、当庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄(復元不可能とすること。)及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、別紙 3「秘密保全に関する誓約書」への署名及び捺印しその内容を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当庁は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者に特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当庁の承認を受けなければならない。

エ 契約不適合責任

請負者は、借入保守開始後から 1 年以内に、導入機器及び成果物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、当庁の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

オ 再委託

(ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は主たる部分を第三者に再委託させてはならない。

(イ) (ア)の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、工程管理、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(ウ) 請負者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を当庁に提出し、承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(エ) (ウ)の規定は、請負者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

(オ) 請負者は、(ウ)にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の

段階で再委託が行われるときは、(エ)の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方(以下「再委託先」という。)の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を当庁に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- (カ) 請負者は、(オ)の場合において、当庁が適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- (キ) (ウ)のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。
- (ク) 請負者は、当庁又は監督職員が再委託先に、請負者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。
- (ケ) 請負者は、(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (コ) 再委託を行う場合、再委託先が 4. 入札参加資格に関する事項のうち(8)及び(9)に示す要件を満たすこと。
- (サ) (イ)から(コ)に基づき、請負者が再委託先に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の責に帰すべき事由として、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当庁及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他のやむをえない事由により、本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当庁は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当庁の組織変更や人員増員に伴うシステム利用者数の変動により業務量に変動が生じるとき

ク 契約の解除

当庁は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。

- (ア) 請負者から解約の申し出があったとき。
- (イ) 請負者が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかとなるとき。
- (ウ) 請負者が本項(3)イ、又はエの規定に違反したとき。
- (エ) 本業務の実施について、請負者、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が当庁の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (オ) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。
- (カ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としてすることが明らかになった場合。
- (キ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (ク) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (ケ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- (コ) 請負者から破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立があったとき。
- (サ) (ア)から(ケ)までの場合において、請負者は違約金とし、請負費に賃貸借期間の残存月数(1 ヶ月未満の期間は 1 ヶ月とする。)を乗じた額の 100 分の 10 に相当する金額を当庁に支払わなければ

ばならない。ただし、(ア)又は(イ)の場合において、請負者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。さらに、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。また、請負者は、当庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(シ) 当庁は、(ア) から (コ) に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当庁は請負者に損害が生じ解約後 30 日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。なお、損害額は協議して定めるものとする。

ケ 談合等不正行為

請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、当庁の請求に基づき、契約額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として当庁の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、請負者が違約金を当庁の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を当庁に支払わなければならない。

(ア) この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(イ) 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令(以下「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、請負者に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) この契約に関し、請負者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。))の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当庁に損害を与えたときは、当庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

なお、当庁から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責・危険負担

当庁及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当庁が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係

法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 借入保守業務の引継ぎ

請負者は、借入保守業務が適正かつ円滑にできるよう現行海洋情報部電子計算機システム借入保守業者から当該業務の開始日までにマニュアル等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。移行に伴い必要な事項について、請負者は既存システムの請負者に聴取することができる。また、本業務の請負期間満了の際、業者変更が生じた場合は、請負者は次回の借入保守業者に対し、当該業務の開始日までにマニュアル等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。なお、借入保守業務の開始前及び期間満了の際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は請負者の負担となる。また、引継ぎは、契約日から速やかに開始すること。

ツ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当庁と請負者との間で協議して解決する。

10. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当庁が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当庁は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、当庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。
- (2) 請負者が民法(明治29年法律第89号)第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

- (1) 本業務の実施状況に関する調査の時期
当庁は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期(令和9年1月を予定)を踏まえ、本業務開始後、毎年4月に状況を調査する。
- (2) 調査項目及び実施方法
 - ア 業務の内容
定例会資料により調査
 - イ 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率
定例会資料により調査
 - ウ セキュリティ上の重大障害件数
定例会資料により調査
 - エ システム運用上の重大障害件数
定例会資料により調査
 - オ ウイルス定義ファイルの更新
定例会資料により調査
- (3) 意見聴取等
当庁は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。
- (4) 実施状況等の提出時期
当庁は、令和8年10月を目処として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。
なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、デジタル統括アドバイザー及び外部有

識者の意見を聴くものとする。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

- (1) 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業業務の実施状況等の監理委員会への報告
当庁は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。
- (2) 当庁の監督体制
本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。
ア 本実施要項及び調達仕様書に示す業務全体に係る監督は、当庁海洋情報部技術・国際課が行い、当庁海洋情報部技術・国際課長を責任者とする。
イ 本実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、当庁総務部政務課予算執行管理室が行い、当庁総務部政務課予算執行管理室長を責任者とする。
- (3) 本業務請負者の責務
ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
イ 請負者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
ウ 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
エ 請負者は、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当庁を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。
- (4) 著作権
ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当庁に無償で譲渡するものとする。
イ 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、当庁が承認した場合は、この限りではない。
ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「請負者著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (5) 海洋情報部電子計算機システムの借入保守及び取付調整・移行作業業務の調達仕様書
本業務を実施する際に必要な詳細仕様は、別添 1「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業調達仕様書」に示すとおりである。

以上

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)				
		平成 30 年度契約(51 ヶ月契約)				
		平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
請 負 費 等	業務運用支援（人件費）	2,698	11,380	11,484	11,484	11,484
	定期保守（人件費）	3,907	16,481	16,632	16,632	16,632
	機器・ソフトウェア保守	7,773	32,794	33,095	33,095	33,095
	機器・ソフトウェア借入	13,040	55,009	55,514	55,514	55,514
	取付調整・移行	41,156	—	—	—	—
計		68,574	115,664	116,725	116,725	116,725
(注記事項)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札対象である業務の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額である。なお、支払額は、一般競争入札の落札額である。 ・ 平成 30 年度については、平成 31 年 1 月 5 日からの借入保守となっているため、約 3 ヶ月分の費用となっている。 ・ 現行契約での据付調整の期間は、8 ヶ月間であった。 ・ 令和 2 年度からの増加理由は、消費税率の変更（8%→10%）である。 						

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
--	----------	-------------------	---------	---------

(受託者における保守運用業務従事者)※保守作業等 1 回当たりの要員数

定例会要員(非常駐)	4	4	4	3
保守運用員(非常駐)	1	1	1	1

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を受けていること。なお、事業部単位で認証を取得している場合は、当該登録範囲の者が本業務の実施体制に参画すること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

- ・年間を通じてほぼ一定の業務量であり、機器の故障等により業務量の増加が発生している。
- ・運用保守の回数が異なるのは、セキュリティパッチ等の臨時保守及び 1 回/年の定期保守点検を行ったため。

(平成 30 年度)

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運用保守	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	7	8	26
障害対応	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3	1	8

(平成 31 年度、令和元年度)

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運用保守	8	4	7	3	6	4	9	10	5	1	3	4	64
障害対応	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	5

(令和 2 年度)

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運用保守	3	4	6	3	9	8	10	7	7	5	4	6	72
障害対応	1	1	0	0	0	2	0	1	1	1	0	0	7

(令和 3 年度)

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運用保守	5	4	7	5	5	9	8	9	4	3	6	4	69
障害対応	0	2	1	0	1	0	1	3	2	1	2	1	14

(注記事項)

- ・平成 30 年度は 1 月 5 日からの借入保守となっているため、約 3 ヶ月分の件数である。
- ・運用保守とは、定期保守、臨時保守及び定例会を含む。
- ・通常のシステム運用(機器(サーバを含む)の起動や停止、監視等の作業)については、当庁職員であるシステム運用管理者及びシステム利用者が行っている。請負業者は、定期保守作業、定例会等の運用支援及び障害対応(機器の故障対応を含む)を行う。

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

施設名称： 中央合同庁舎第 4 号館

使用場所： 3 階 技術・国際課電子計算機室及びサーバ室

【設備】

保守作業等に必要な電気設備

(当庁貸与)

無し

(請負者所有)

無し

外部拠点

第一から第十管区海上保安本部海洋情報部(小樽市、塩釜市、横浜市、名古屋市、神戸市、広島市、北九州市、舞鶴市、新潟市、鹿児島市)、第十一管区海上保安本部海洋情報監理課及び海洋情報調査課(那覇市)

(注記事項)

- ・ 上記施設、設備等は、保守作業等を行う範囲において無償貸与。
- ・ 保守作業等を行うに当たり、必要となる機材は請負者の負担により準備する。

4 従来の実施における目標の達成の程度

(注記事項)

(1) 業務の内容

平成 30 年度から令和 3 年度の間、調達仕様書に示す借入保守作業を適切に実施している。

(2) 海洋情報部電子計算機システム管理装置(サーバ)の稼働率

平成 30 年度から令和 3 年度の間、月ごと及び年度ごと共に達成している。

(3) セキュリティ上の重大障害件数

平成 30 年度から令和 3 年度の間、事例は発生していない。

(4) システム運用上の重大障害件数

平成 30 年度から令和 3 年度の間、事例は発生していない。

(5) ウイルス定義ファイルの更新

平成 30 年度から令和 3 年度の間、毎月達成している。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

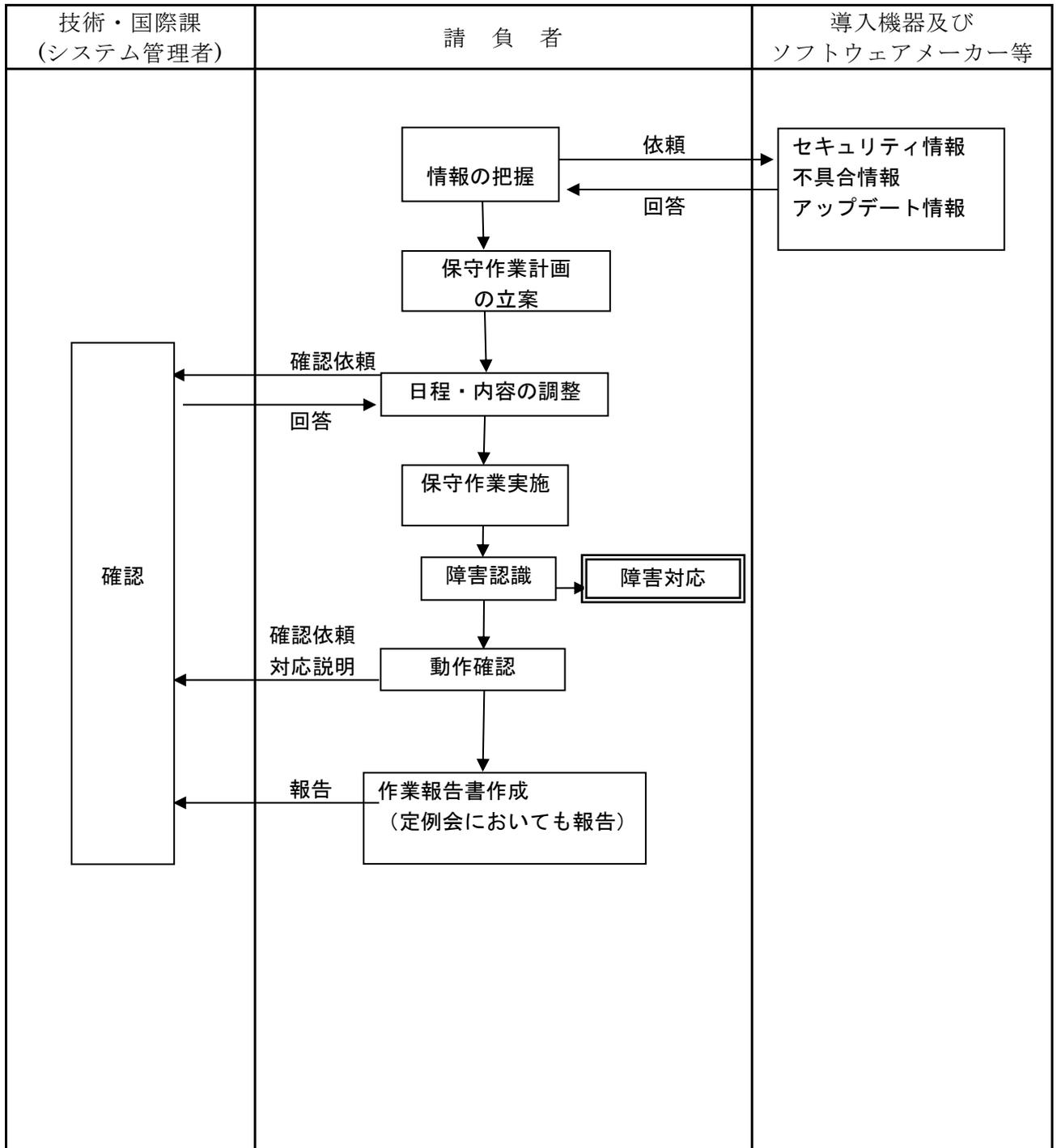
別紙 2-1 業務フロー図(定期保守)のとおり

別紙 2-2 業務フロー図(障害対応)のとおり

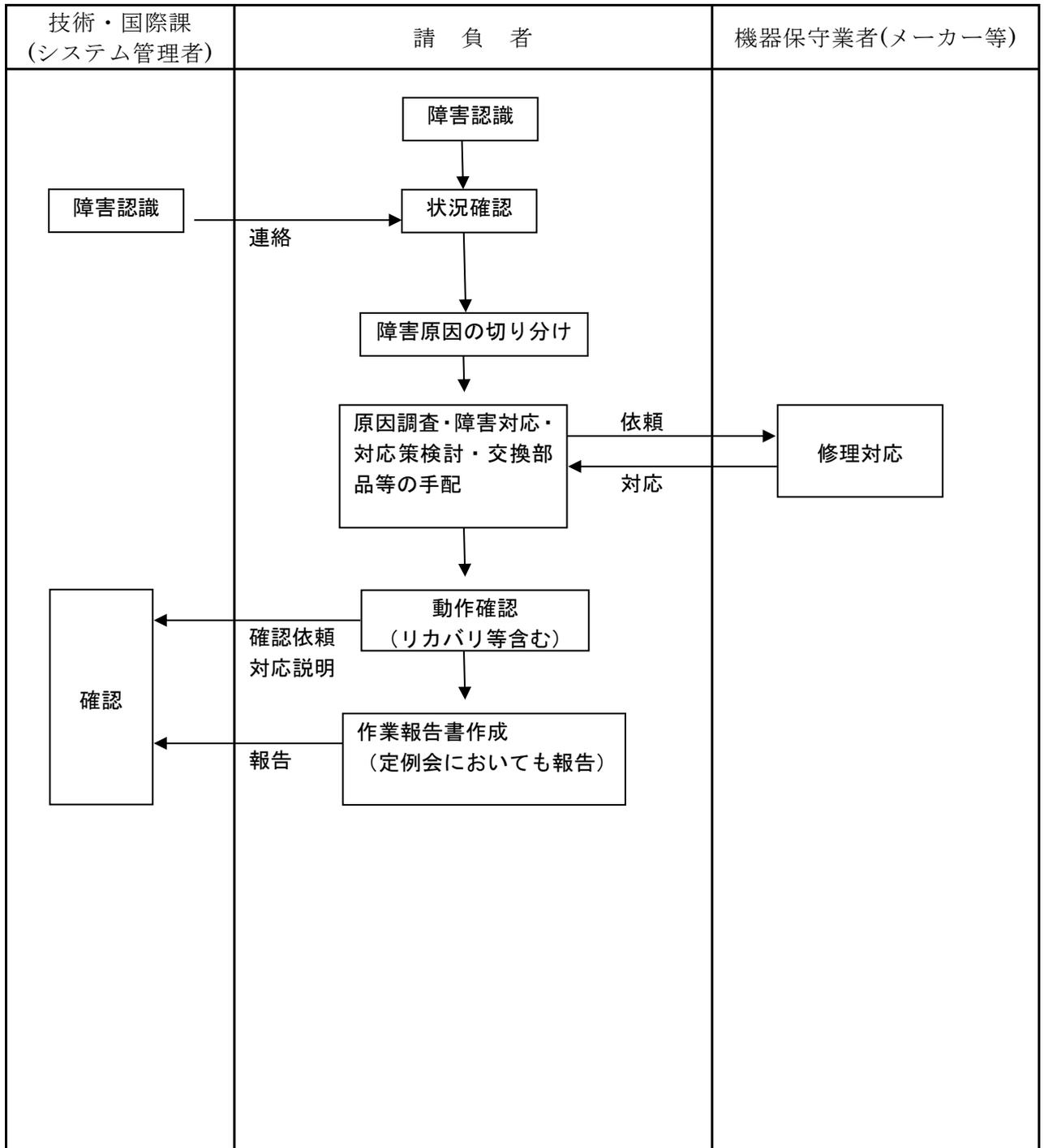
(注記事項)

現行海洋情報部電子計算機システム借入保守に関する詳細な情報は別途「資料の閲覧、現システムの見学」により情報開示を行う。

業務フロー図(定期保守)



業務フロー図(障害対応)



秘密保全に関する誓約書

調達件名「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」に係る取扱いにつきましては、下記事項を遵守し秘密の保全に万全を期すことを誓約します。

記

1. 調達仕様書の記載内容について、当社として情報漏洩がないよう、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分などを一切禁止することとしますが、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する措置を講じます。
2. 本調達に関連して貴庁から受領した説明書及び調達仕様書等(以下「仕様書等」という。)は、返却までの間、当社内の施錠のできる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施します。
3. 貴庁との契約の相手方が当方でなかった場合は、速やかに交付した担当官あてに仕様書等を返却します。
4. 貴庁との契約の相手方が当方であった場合においても、上記第 3 項にならない履行完了後速やかに仕様書等を返却します。
5. その他、本調達の履行に際して発生する仕様書等を利用して提供する書類等の取扱いについても、上記第 1 項の禁止事項を準用いたします。
6. 本調達において、知得した一切の情報を第三者に漏洩しません。

その他

本調達に係る当社の秘密保全担当者は、下記の者とします。

所 属
氏 名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 勝山 潔 殿

令和 年 月 日

法人住所
法人名
代表者氏名

印

令和5年度

特総契第23001号

物品賃貸借及び保守契約書（リース）

物品賃貸借及び保守契約書

収入印紙
円

1. 契約件名 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業
2. 賃貸借料 金 円
別紙内訳書のとおり
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
3. 借入期間 令和6年2月1日から令和10年3月31日まで
(取付調整・移行作業期間 契約締結日から令和6年1月31日)
4. 借入場所 海上保安庁海洋情報部技術・国際課
5. 契約保証金 免除

上記賃貸借物品（以下「物品」という。）の賃貸借及び保守について発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔 と受注者①、受注者② との間で、受注者①（受注者②）の責任において、受注者①（受注者②）をもって賃貸させることについて次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者①(受注者②)は発注者に対して、本契約の条項及び仕様書に従って、借入機器の賃貸を行い、受注者①(受注者②)は発注者に対して保守を行い、発注者は、受注者①(受注者②)に対して対価を支払うことを約定するものとする。

(料金変更)

第2条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、料金が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者①受注者②が協議して変更することができるものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者①及び受注者②に通知するものとする。

2 受注者①及び受注者②は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

3 受注者①及び受注者②は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(物品の引渡し)

第4条 物品は、仕様書に明記した設置場所において引渡しを行う。

2 受注者①及び受注者②は、賃貸開始日までに物品を使用可能状態に調整し、引渡しの際は、発注者の監督職員による確認を受けるものとする。

(引渡期限の延伸)

第5条 受注者①及び受注者②は、賃貸開始日までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、受注者①が代表して発注者に延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対して支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者①及び受注者②の責めに帰することができない事由に基づく場合のほかは、受注者①及び受注者②から遅滞金を徴収する。

3 前項による遅滞金は、延伸前の賃貸開始日から物品引渡しの日の前日までの日数に応じ、年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10/100を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しない。

(権利・義務の移転禁止)

第6条 受注者①及び受注者②は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者①及び受注者②は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者①は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者①がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者①は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者①は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 受注者①は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、受注者①に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

2 受注者①は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者①の義務とされている事項につきその責を免れない。

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者又は監督職員は、受注者①又は受注者②の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者①又は受注者②に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(禁止行為)

第11条 発注者は、書面による受注者①及び受注者②の承諾を得た場合以外は、下記の行為をしないものとする。

- (1) 物品に他の装置、部品、付属品を付着し、又は物品からそれらを取り外し、若しくは物品のそれらを取り替えること。
- (2) 物品に付着してある表示を取り外すこと。
- (3) 物品を他の物品に付着すること。

(物品の保守)

第12条 受注者①及び受注者②は、物品を常時正常な運転状態又は十分に機能が働く状態に維持するものとする。

- 2 物品の保守は、受注者①(受注者②)が行うものとする。
- 3 前項の保守費用は、料金に含むものとし、保守にあたり必要とする電力料金は、発注者の負担とする。

(発注者の善管義務)

第13条 発注者は、物品を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物品の設置場所につき、良好な環境を保持するものとする。

(物品の故障)

第14条 物品が故障したときは、発注者は、受注者①又は受注者②にその旨通知する。受注者①(受注者②)はすみやかに故障の原因を調整し修理するものとする。ただし、物品の故障が長時間にわたり、保守に日時を要する等発注者の業務に支障を来す恐れのある場合又は物品の能力が低下した場合には、当該物品の入替えを行うなど、誠意をもって善処しなければならないものとする。この場合、故障の原因が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その費用は発注者の負担とする。

(保 険)

第15条 物品使用期間中の必要な保険については、受注者①（受注者②）が保険契約を締結し、保険料は受注者①（受注者②）の負担とする。

2 前項の保険は、物品の損害について物品の保有、使用によって生じた発注者又は受注者①（受注者②）の損害について、双方が協議して決定した金額を補填することを内容とする受注者①（受注者②）の指定する保険とする。

(物品の返還)

第16条 発注者は、賃貸借期間の終了又は中途解約により物品を返還する場合、受注者①及び受注者②に対し返還する旨を通知するものとする。

2 受注者①（受注者②）は、前項の通知を受けたときは、受注者①自ら又は受注者②をもってすみやかに引取るものとし、引取りに要する費用は、受注者①（受注者②）の負担とする。

(料金の支払)

第17条 発注者は、受注者①（受注者②）が提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という）に、その料金を支払うものとする。取付調整等にかかる費用については、履行完了後一括払いとし、借入保守にかかる費用については、履行完了後月毎の支払いとする。

2 発注者は、受注者①（受注者②）から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを受注者①及び受注者②に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者①及び受注者②の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者①（受注者②）の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者①（受注者②）の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第18条 発注者は、約定期間内に料金の支払をしないときは、受注者①（受注者②）に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者①（受注者②）が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を**受注者①（受注者②）**に支払うものとする。

(契約の解除)

第19条 下記各号の一に該当するときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者①又は受注者②から解約の申出があったとき。
 - (2) 受注者①又は受注者②が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
 - (3) 受注者①又は受注者②が第6条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号ほか、受注者①又は受注者②がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者①又は受注者②、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者①又は受注者②が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第5号までの場合において、受注者①又は受注者②は違約金として、料金に賃貸借期間の残存月数（1か月未満の期間は1か月とする。）を乗じた額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者①又は受注者②の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 3 受注者①又は受注者②（受注者①が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者①又は受注者②が個人である場合にはその者を、受注者①又は受注者②が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど

したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者①又は受注者②が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者①又は受注者②に対して当該契約の解除を求め、受注者①又は受注者②がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者①又は受注者②は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者①又は受注者②に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者①受注者②協議して定めるものとする。

(相殺等)

第21条 この契約により、発注者が受注者①及び受注者②から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者①及び受注者②に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者①及び受注者②は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者①（受注者②）」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第22条 受注者①(受注者②)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者①は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者①が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者①(受注者②)が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者①(受注者②)に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者①又は受注者①が構成事業者である事業者団体(以下「受注者①等」という。に対して行われたときは、受注者①等に対する命令で確定したものをいい、受注者①等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者①等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者①に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者①(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者①(受注者②)が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者①(受注者②)は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛義を生じたときは、発注者受注者①受注者②協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第24条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するためにこの証書3通を作成し、発注者受注者①受注者②各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏 名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔

受注者①	住 所	
	氏 名	

受注者②	住 所	
	氏 名	

契約番号

仕様確認申請書

令和 年 月 日

海上保安庁海洋情報部技術・国際課長 経由
支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 殿

(競争参加者の)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

貴庁が公示した入札公告「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業」について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

件名 海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整・移行作業

	品目	規格等	数量	※合否の判定	備考
1				合・否	
2				合・否	
3				合・否	
4				合・否	
5				合・否	
6				合・否	
7				合・否	
8				合・否	
9				合・否	
10				合・否	
11				合・否	
12				合・否	

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

最終判定
※ 合 ・ 否